

別記様式第1号

山形県警察の施策を示す規程等に関する公文書（概要）

所 管 課	警務部留置管理課
施行年月日	平成28年9月23日
文 書 番 号	警察本部訓令第14号
公 文 書 名	山形県警察留置施設の管理運営に関する訓令
概 要	<p>令和6年7月2日一部改正（本部訓令第13号）</p> <ul style="list-style-type: none">○ この訓令は、留置業務の適正な管理運営及び被留置者の処遇の適正を図るため、必要な事項を定めたものである。○ 内容<ul style="list-style-type: none">・ 看守業務・ 留置・ 金品の取扱い・ 保健衛生及び医療・ 書籍等の閲覧・ 規律及び秩序の維持・ 外部交通・ 不服申立て等・ 移送及び釈放・ 教養及び訓練